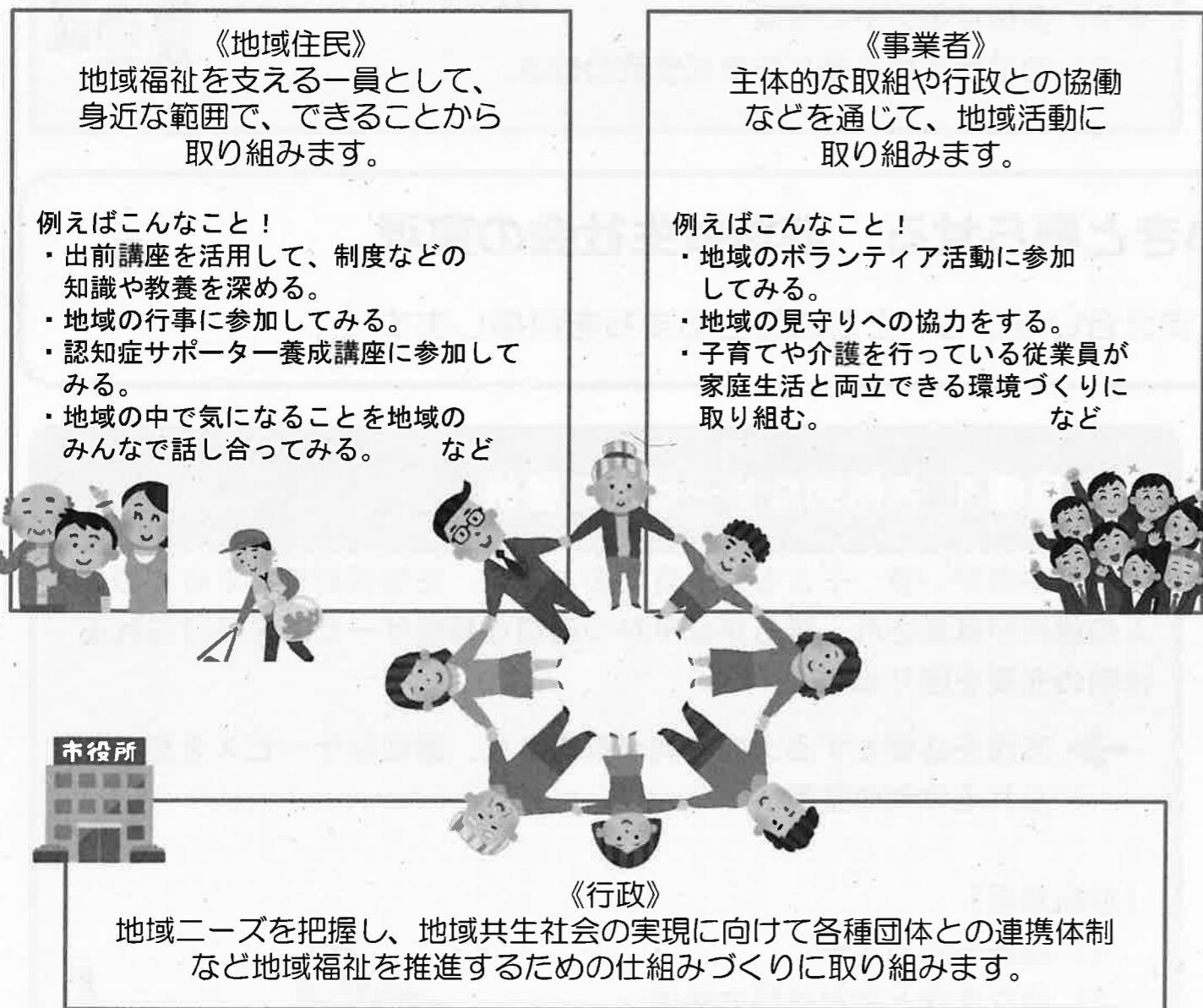


地域福祉計画とは？

制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我がこと』として参画し、人と人、人と資源が世代を超えて『まるごと』つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて地域福祉を推進するための計画です。

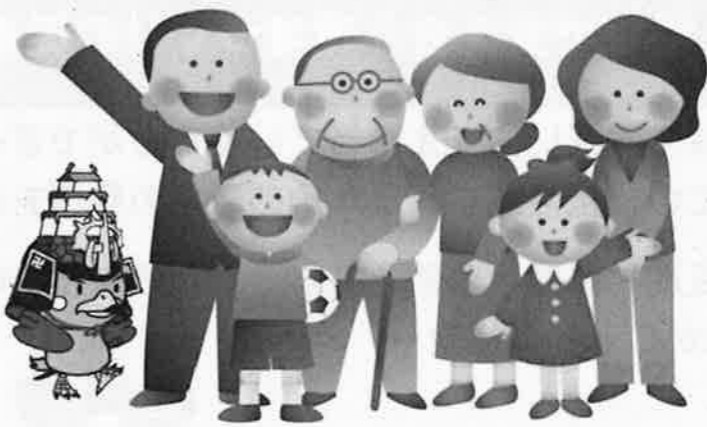
地域住民、事業者、行政の協働とそれぞれの役割分担とは？

地域の主役は、地域で生活をしている市民の皆さまです。地域の一人ひとりが住み慣れた地域で互いを認め、支え合いながら、ともに生きるまちを実現するためには、行政の取組だけではなく、地域住民や地域の事業者との協働が不可欠です。このことを踏まえ、本計画にそれぞれの役割を明示しています。



弘前市地域福祉計画 (2018年度～2022年度)

ともに支え合い 誰もがいきいきと暮らせる 地域共生社会の実現



2019年3月
弘前市

基本目標1 社会全体で支える仕組みの構築

世帯まるごとの課題解消や社会的孤立の予防のため、福祉以外の分野との協働も含めた包括的な相談体制の構築や社会参加を促進するための社会基盤の整備に努めます。

➔ 制度の狭間への対応などの各分野横断的に対応可能な体制の構築
～「まるごと」の推進～

【取組事項】

- ☆ 1) 相談体制の充実と関係機関の連携強化
- ☆ 2) 保健・医療・福祉の一体的連携
- 3) 情報提供体制の充実



基本目標3 地域福祉を支える担い手の育成・確保

福祉活動を推進できる人材の育成や住民一人ひとりの意識の向上を推進するとともに、地域コミュニティの活性化や新たな社会資源の掘り起こしを行います。

➔ 地域コミュニティの活性化や新たな人材の発掘～人材育成～

【取組事項】

- ☆ 1) 福祉意識の醸成
- ☆ 2) 多様な担い手の育成
- 3) 地域行事等を通じた市民交流の促進



〈基本理念〉 ともに支え合い 誰もがいきいきと暮らせる 地域共生社会の実現

地域の一人ひとりが 住み慣れた地域で 互いを認め、支え合いながら ともに生きるまちを目指します

基本目標2 地域で支え合う環境づくりの促進

誰もが役割を持ちお互いに支え合っていくことができる地域共生社会の創造と、地域での福祉活動を行うための環境の整備を進めていきます。

➔ 自助・互助・共助・公助を基本とした地域福祉の推進
～「我がこと」の推進～

【取組事項】

- ☆ 1) 地域課題の解決力の強化
- 2) 地域での見守りと助け合いネットワークの充実
- 3) 災害時の要支援者の把握と支援体制の整備



基本目標4 包括的なサービスの提供

高齢者や障がい者、子どもや子育てをする人、生活困窮者など全ての個人の権利が尊重され、誰もが公平かつ適切な福祉サービスを受けられる体制の充実を図ります。

➔ 支援を必要とする人の権利が尊重され、適切なサービスを受けられる体制の整備

【取組事項】

- 1) 健康寿命の延伸
- 2) 自立支援と権利擁護の推進
- 3) きめ細かなサービスの提供と質の向上
- 4) 社会活動への参画支援

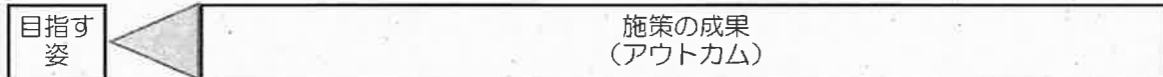


☆：特に重点的に取り組む事項

弘前市総合計画

(分野別政策 ⑤福祉を抜粋)

【③政策の方向性の目指す姿までに至る施策と成果の図式（ロジックモデル）】



政策の方向性
1 高齢者福祉の充実

施策 3) 介護サービスの適正給付の推進

【期待する成果】
 ・ケアマネジャー*研修やケアプラン点検により利用者の状態に応じた適切なサービスが提供され、高齢者の自立につながるケアマネジメントが実施されています。
 ・介護相談員が介護サービス利用者の不安・疑問等を聞き出し、事業者へ橋渡しすることで、介護サービスの質が向上しています。

施策成果指標	基準値(2018年度)	目標値(2022年度)
第1号被保険者のうち介護サービスを利用している割合	16.1%	15.0%
指標の説明		
第1号被保険者のうち介護サービスを利用している割合		

施策 4) 地域ケアの推進

【期待する成果】
 ・介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で尊厳ある自立した日常生活を継続することができる65歳以上の市民が増加しています。

施策成果指標	基準値(2017年度)	目標値(2022年度)
地域包括支援センター*訪問延べ件数	6,576件	6,800件
指標の説明		
地域包括支援センター職員が、介護予防、健康や福祉、生活などについての相談や総合事業の利用を希望した高齢者宅へ訪問した延べ件数		



【取組内容】
 ・ケアマネジャーの質が向上することにより、高齢者の自立につながるケアマネジメントが実施され、適正なサービスの提供が行われます。
 ・介護相談員が利用者の不安・疑問等を事前に聞き出し、事業者へ橋渡しすることで、介護サービスの質の向上を図ります。

【計画事業】
 ①ケアマネジャー等研修会実施事業
 ②ケアプラン点検業務の強化事業
 ③介護相談員派遣等事業

【取組内容】
 ・高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、地域包括支援センターの機能強化や在宅医療と介護の連携等に取り組み、地域包括ケアの構築を推進します。
 ・認知症に対する正しい知識を持った認知症サポーターを増やし、認知症の方やその家族を支援するとともに、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を増員し、認知症への対応を強化します。
 ・民生委員*をサポートする「民生委員協力員」を配置し、民生委員の負担軽減と地域の見守り体制の強化を図ります。
 ・認知症高齢者の急増に対応するため、法人後見の受け皿を増やすなど権利擁護推進体制を強化します。
 ・地域住民、NPO、ボランティア等の多様な主体間で情報共有や連携する体制づくりを推進します。

【計画事業】
 ①包括的支援事業
 ②認知症支援事業
 ③安心安全見守りネットワーク事業
 ④民生委員等活動支援事業
 ⑤市民後見推進事業
 ⑥権利擁護推進体制強化事業
 ⑦ほのぼのコミュニティ21推進事業

【③政策の方向性の目指す姿までに至る施策と成果の図式（ロジックモデル）】

